

燕・弥彦総合事務組合建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

令和 7 年 1 月
燕・弥彦総合事務組合

令和 7・8 年度において、燕・弥彦総合事務組合が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務の入札及び見積合せに参加しようとする方は、この要領に定めるところにより申請を行ってください。

1 提出期間

期 間：令和 7 年 2 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで（土日・祝日を除きます）

時 間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（電子メール・紙共通）

※提出時間を過ぎて申請したものについては、翌日受付分とします。

2 参加資格の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

随時申請の場合は、参加資格が認められた日から有効期間が始まります

3 提出書類の様式

組合ホームページからダウンロードしてください。

4 提出部数

1 部提出 （申請書等は①～⑫の順に整理し、提出してください。）

5 提出方法

原則、電子メールにより提出。

※7 提出書類 を圧縮（zip 形式）フォルダにまとめ、下記フォルダ名で提出してください。

メール件名には【コンサル】【業者番号】【事業所名】を必ず記載してください。

メール件名：【コンサル】【〇〇〇】【(株)〇〇〇】 例：【コンサル】【001】【(株)〇〇〇】

フォルダ名：【コンサル】会社名.zip 例：【コンサル】(株)〇〇〇.zip

注意事項

データ容量が5MBを超えると受信できませんので、分割して送信してください。

ただし、電子メールでの申請が不可である場合のみ、紙（持参又は郵送）での申請可能。

※紙による申請で受領確認が必要な方は、返信用封筒又は受領ハガキを同封してください。

6 提出先

E-mail：konsul-shinsei@tysogo.jp

〒959-0248 新潟県燕市吉田浜首 408 番地 1

燕・弥彦総合事務組合 総務課 財政係

TEL 0256-92-1210

7 提出書類等

組管管内業者：本社・主たる営業所が「燕市内又は弥彦村内」の建設業者

組管管外業者：本社・主たる営業所が「燕市、弥彦村外」の建設業者 または

本社・主たる営業所が「新潟県外」で委任先が「新潟県内」の建設業者

新潟県外業者：本社・主たる営業所・委任先が「新潟県外」の建設業者

◎：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合も、白紙のまま提出してください。）

△：提出する場合としない場合があります。

×：提出する必要はありません。

	様式 番号	申請書及び添付書類	市内 業者	市外 業者	県外 業者	備考	電子申請
①	様式1	建設コンサルタント等業務入 札参加資格審査申請書	◎	◎	◎	※1	紙に捺印し、PDF 化し たものを添付
②		委任状	△	△	△	契約締結権限等を従たる営業所 等に委任する場合 ※2	紙に捺印し、PDF 化し たものを添付
③	様式2	入札参加希望業種(部門)一覽 表	◎	◎	◎		PDF データを添付
④	様式3	入札参加希望業種(部門)実績 表	◎	◎	◎		PDF データを添付
⑤	様式4	技術職員調書	◎	◎	◎	※1	PDF データを添付
⑥	様式5	技術職員経歴書	△	△	△	⑦により現況報告書の写しを提出す る方は、提出を省略することができます。	PDF データを添付
⑦		登録を受けていることを証す る書類	△	△	△	現況報告書の副本の写し または、登録証明書の写し ※3	PDF データを添付
⑧		営業実績があることを証す る書類	△	△	△	契約書等の写し（整理番号を記し たインデックスを貼付） ※3	PDF データを添付
⑨		燕市の市税又は弥彦村の村 税の納税証明書「 未納税額が ない証明書用 」の原本	◎	△	△	組管管外業者は燕市・弥彦村に納 税義務がある場合のみ 組管建設工事または物品に係る 申請を同時に行う場合は写しで も可	紙に捺印し、PDF 化し たものを添付
⑩		新潟県の納税証明書(未納税 額がない証明書用)の写し	×	◎	△	組管管外業者②で、契約締結権限 のある営業所等が新潟県内で申 請される方は必要になります	PDF データを添付
⑪		法人税又は所得税並びに消 費税及び地方消費税の納税 証明書(未納税額がない証明 書用)の写し	◎	◎	◎	法人：その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費 税」について未納額のない証明用 個人：その3の2 「所得税」及び「消費税及地方消費 税」について未納額のない証明用	PDF データを添付
⑫		暴力団排除等に関する誓約書	◎	◎	◎		紙に捺印し、PDF 化し たものを添付

⑨～⑪の納税証明書については、証明年月日が申請書提出日以前 3 ヶ月以内のもの

※1 職員数は審査基準日(直前の事業年度の終了の日)の人数を記載

※2 委託を受ける方は、**主たる営業所が変わって組合との委託契約(入札・見積、代金請求その他契約
に関する行為)について、すべての責任を負う営業所の代表者**であること

※3 次ページを参照

※3 添付書類(詳細)

	区 分	業務の種類	添付書類
⑦	登録を受けていることを証する書類 (登録資格による申請)	建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	現況報告書の副本の写し(国土交通大臣の確認を受けたものに限る) 申請業種が現況報告書に記載されていない等の場合は登録証明書等の写し
		測量業務、一級建築設計業務、建築設備設計業務、土地家屋調査業務、不動産鑑定評価業務、計量証明業務	登録証明書等の写し
⑧	営業実績があることを証する書類 (営業実績による申請)	調査・試験業務 その他の業務 以下の業務で登録資格がない場合 建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設備設計業務	当該業務の実績の中から1～2件程度について契約書の写しを提出 契約書では業務内容が明確でない場合は仕様書等も添付。 添付の契約書がどの業務に関するものか分かるよう、③入札参加希望業種一覧表で記入した整理番号を記したインデックスを貼付

8 資格審査申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、別表の「資格業種」ごとに「資格審査を申請することができる者」の欄に掲げる方です。

ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する方は申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- (4) 暴力団員であると認められる者。
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- (7) 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。)(8)について同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- (8) 法人であって、その役員のうちに(4)から(6)までのいずれかに該当する者があるもの。
- (9) 燕市の市税、弥彦村の村税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて滞納がある者。

別表

資格業種	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する調査、企画立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条第1項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法(昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量及び当該測量に	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者

	付随する業務	
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条第 1 項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（CBR 試験）	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であって上記の業務以外のもの	当該業務の営業実績を有する者

9 申請内容に変更等があった場合

申請書を提出した後に申請内容に変更があった場合は、「変更届出書」【様式第 5 号】に必要な書類を添えて速やかに提出してください。

※ 契約締結権限等を委任していない営業所の変更について届出の必要はありません。

※当初の申請方法と同一にして提出して下さい。

例) 当初申請：電子メール → 変更届：電子メール

例) 当初申請：持参、郵送 → 変更届：持参、郵送

10 会社の合併・分割や廃業などの場合

申請書等を提出した後に申請者が死亡、合併等により解散、又は事業の譲渡、会社分割等を行った時は、次のとおりとなります。

ア 参加資格が認定される前の場合

資格審査の申請は無効となります。

イ 参加資格が認定された後の場合

(1) 参加資格の継続を希望される場合

「入札等参加資格承継申請書」【様式第 4 号】及び被承継人の「廃業等届出書」【様式第 6 号】を提出してください。内容を審査のうえ、適当と認められれば入札参加資格が認められます。

(2) 参加資格の継続を希望しない場合

「廃業等届出書」【様式第 6 号】を提出してください